

平成 29 年度 第 3 回社会教育委員会報告書

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 7 日 (水) 午後 5 時～午後 6 時
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 9 人
岩谷委員長、鈴木副委員長、千葉委員、和田委員、高橋委員、池田委員、松田委員、加藤委員、井原委員
 - (2) 教育委員会
石野生涯学習課長、武田図書館長、宮入主幹、宮下係長、甲谷係長、羽賀主査、日下部主査

4 会議次第

- (1) 委員長あいさつ
⇒岩谷委員長からあいさつ。
- (2) 報告事項
 - ・報告第 1 号 平成 29 年度十勝管内社会教育委員研修会参加報告について
⇒社会教育係長から報告。

○質疑等なし。

- ・報告第 2～5 号 各係所管事業の報告について
⇒各担当から報告 (社会教育係、社会体育係、生涯学習係、図書館の順で報告)

○質疑等なし。

- (3) 審議事項
 - ・議案第 1 号 第 3 期幕別町子どもの読書活動推進計画について
 - ・図書館長から説明。

○質疑等なし。

- ・議案第 2 号 平成 29 年度文化・スポーツ賞等について
 - ・件数が多かったため文化とスポーツを分けて説明。
 - ・文化賞等については社会教育係から説明。(文化賞は推薦者なし。)

委員) 11番、12番の非該当理由について。スポーツと違い、文化関係の展覧会等には予選会がほぼないのが普通である。「予選会等がない大会のため」という記述は削除し、「大会要件を満たしていないため」という理由で良いのではないか。

→ ご指摘のとおり、「予選会等がない大会のため」の記述を削除させていただく。今回、この11番、12番の推薦内容は全国中学校総合文化祭への出展というものであるが、ご指摘のとおり予選会等で優秀賞等を受賞して全国文化祭に出展されたというのではなく、十勝管内で出展者が10名集まれば誰でも出展対象になるということであったため、事務局で非該当と判断した。

委員長) 1番の表彰区分(文化奨励賞)について。事績に平成4年から活動されているとあるが、基準からいうと20年以上活動されているので文化賞に該当するように思うが。

委員) 文化賞の重み(価値)というものも考えなければならない。また、過去の受賞者との比較(同様の要件で受賞している人がいないか。)や今後も同じ基準、考えをもって選考していかなければならない。

→ 文化奨励賞とした理由としては、推薦者から提出のあった推薦書に記載されているとおり奨励賞としたということが1つ。また、文化賞受賞の基準としては、何らかの役員を20年以上されている等の方が過去から対象になっており、1番の方は、お住まいの公区内での活動が主なものである。賞の重み(価値)等も考慮し、奨励賞での受賞対象としたものである。

委員) 文化賞をあげても良いのではという気持ちもあるが、賞の重みというものも理解できる。推薦者がお住まいの地区の公区長ということなので、賞の重みも考慮されて奨励賞としているのかもしれない。

委員長) 1番について、原案どおり奨励賞とする。

→ 全員異議なし。

◎文化奨励賞について、原案どおり承認。

- ・スポーツ賞等については社会体育係から説明。
- スポーツ推進委員会で一度審議していたこともあり、質疑等なし。

◎スポーツ賞・スポーツ奨励賞について、原案どおり承認。

⇒文化・スポーツ賞等について、3月9日(金)開催の教育委員会会議に提案する。

(4) その他

- ・現任期最後の会議となったことから、生涯学習課長からお礼を述べた。また、次年度は生涯学習中期計画の策定年となるため、引き続きのご協力をお願いした。